



まもろうネットニュース第28号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和5年10月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



～登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました～

10月5日（木）に市民会館中ホールにおいて、60名の事業者・団体、民生・児童委員、町内会関係者のご参加のもと、今年で第7回となる定例会議を開催しました。



1. 令和4年度 登別市消費生活センター事業報告

令和4年度の相談件数は268件と、令和3年度の214件に比べると大幅に増加し、過去3年間で最も多い相談件数となっております。

その内訳としては、来所相談は64件、電話相談は204件となっており、不審なメールに関するものや架空請求、定期購入に関する相談が目立っております。



2. 消費者被害・見守り活動に関する講演

一般社団法人北海道消費者協会 非常勤講師の山口 博美氏を講師としてお招きし、「くらしと契約に関する講演」と題し、高齢者の悪質商法被害の特徴や実際に受けた相談の事例、普段の見守り活動や気づきのポイントなどについて、講演をいただきました。

講演の中で、郵便局員がお客さまの対応をしていたところ「おかしいな」と不審に思う場面があり、消費生活センターに相談したところ、未然にお客さまの消費者被害を防ぐことできたとのこともありました。

皆様の普段の生活の中の「気づき」で防げる消費者被害があります。少しでも不審に思うことがあれば登別市消費生活センターにご連絡いただければと思います。

また、当市のまもろうネットワークニュースは最新の消費者被害に関する情報を市公式ウェブサイトや町内会回覧にてお届けしておりますので、役立てていただけますと幸いです。



消費生活での対応や判断に不安、お困りの場合はお気軽にご相談下さい！契約・取引に関するトラブルのほか、製品事故、多重債務等を受け付けています。登別市役所内：登別市消費生活センター：☎85-3491

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

国内の**旅行予約サイト**で3週間後に出発の3泊4日の国内旅行ツアーを大人3人分申し込んだ。**前日**に「1人あたり4万5千円」という**広告を見て**ブックマークしておき、**翌日**、その広告サイトから条件を入力し、各項目に入れて**申し込みを完了**した。

その後、落ち着いて**旅行代金を確認**すると「1人6万円」に**変わっていた**。すぐにキャンセルしたが、キャンセル料1万2千円を請求された。申し込み前に確認画面も表示されていたが、**よく確認せず**ボタンを押してしまった。すぐにキャンセルしたのだから何とかならないか。(70歳代)

昨日と金額がちがう!?



©Kurosaki Gen

旅行予約サイト 申し込み前によく確認!

ひとこと助言

十分な確認を



見守るくん

- 旅行予約サイトを通じて予約する場合は、店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることができません。消費者自身が申し込み完了前に契約条件や予約内容を十分に確認したうえで契約する必要があります。
- 解約や内容変更等に関する条件は、原則契約内容にしばらくは従います。申し込み完了直後に入力ミス等に気づいても、無条件で解約・変更ができるわけではありません。申し込みを完了する前に名前のつづりやメールアドレスを含め、旅行日程等の予約内容が正確に入力されているかよく確認しましょう。
- 申し込み時の予約内容が確認できる画面や契約後に送付される予約確認メール等は、旅行が終わるまでスクリーンショットや印刷等をして保管しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。